

No 267

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	港区周産期医療・小児医療連携協議会	開始年度	平成 26 年度
所属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当		
所管課長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(23) 子どもの健康を守る体制をつくる		
施策名	② 子どもの医療体制を整える		

事業概要	
事業の目的	「港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱」に基づき設置した港区周産期医療・小児医療連携協議会において、検討、協議し区内の周産期医療及小児医療体制の充実を図ります。
事業の対象	周産期医療・小児医療に関わる区内病院・診療所の医師
事業の概要	協議会は、以下の事項につき検討、協議します ①区内周産期医療及び小児医療に関わる医療・行政機関の連携体制の整備及び推進に関すること ②周産期母子センターを拠点とした地域の病院及び診療所の協力及び連携に関すること ③小児救急医療体制に関すること ④その他区長が周産期医療及び小児医療に関して必要と認める事項
根拠法令	港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	小児初期救急診療実施医療機関			指標2	週当たり診療日数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	3	3	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	3	5	166.7%	平成28年度			
平成29年度	1	—	—	平成29年度	5	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	周産期医療については、区内の周産期母子医療センター、産科病院・診療所の連携について検討しています。 小児医療については、小児初期救急事業を28年10月から週3から週5に拡大し充実を図りました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	301	301	0	0	0	0	0	0	301	248	82%
平成28年度	301	256	0	45	0	0	0	0	301	223	74%
平成29年度	275	275	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	協議会委員は、周産期医療センター、産科、小児科を有する病院、診療所、医師会、消防署から推薦された委員で構成されており協議会での検討協議に不可欠です。委員謝礼は「港区付属機関等の設置及び運営に関する基準」第6条に基づき定めているため費用削減の余地はありません。なお、28年度は小児初期救急診療事業に係る都補助金を活用しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	こどもの出生数が増加しているため、周産期医療・小児初期救急医療の充実を望む区民が多く、事業の充実には専門の医師による検討が不可欠です。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	東京都
区関与の必要性 (実施する必要性)	区の周産期医療・小児救急医療の課題を区内の医療機関11名の医師に委員委嘱し検討する場となっているため、区が各医師の意見を取りまとめ調整役となる必要があり、区が協議会実施する必要があります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	小児医療の充実を図るために、小児科医の確保及び区内医療機関の協力体制の強化が必要です。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	協議会の中で休日における小児医療の充実に必要な事項について協議・検討協議していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	人口増の伴い今後も周産期医療・小児医療ともに対象者の増加が見込まれるため、こうした医療の充実を図るための検討協議は必要です。
② 効果性	5	協議会での検討協議を踏まえ小児初期救急事業を実施し小児の医療体制の充実が図られました。
③ 効率性	5	年2回の会議開催で周産期医療及び小児医療体制の充実が図られているため、費用体効果は高い事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</li> <li>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</li> <li>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</li> <li>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</li> <li>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</li> </ul>	

所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)  ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	今後も周産期医療・小児医療体制の充実が必要であるため協議会において検討協議を重ねていく必要があり、年1～2回の協議会開催を継続します。
---	---

評価対象			
事務事業名	感染症・災害医療情報システム	開始年度	平成 28 年度
所 属	みなと保健所保健予防課感染症対策担当・地域医療連携担当		
所 管 課 長	保健予防課長事務取扱参事		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	① 健康危機管理機能の強化		

事業概要	
事業の目的	<p>&lt;感染症情報システム&gt;                      新型インフルエンザ等の健康危機発生時に、迅速に患者発生状況等を収集し、医療機関等と情報共有し、区民にも情報発信するために実施します。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt;                      医療機関等から災害発生時の医療体制の情報収集し、区、医師会、医療機関が連携した確な災害医療体制を講じます。また、区民が災害時に必要な医療が受けられるよう区が収集した災害医療情報を配信します。</p>
事業の対象	<p>&lt;感染症情報システム&gt;                      ①区内在住・在勤・在学者、②区内医療機関・事業者、③区内学校・保育園等施設</p> <p>&lt;災害医療システム&gt;                      区民及び医療機関等</p>
事業の概要	<p>&lt;感染症情報システム&gt;                      当該システムは、WEBポータルサイト、いわゆるクラウドシステムとして運用しており、サーバー等は委託事業者のサーバーセンターに置いています。                      システム管理は区が行い、医療機関や関係機関は、それぞれの利用権限が付与されたIDでシステム入力や利用ができます。これにより、健康危機発生時の区と医療機関等の情報共有はこれまでの電話、FAXを利用したものとは比較にならないほど迅速・正確に行うことが可能です。また、共有された情報は必要に応じて区民へも発信していますので、パンデミックの発生や、感染症のまん延を防止するための迅速な情報を提供できます。</p> <p>&lt;災害医療システム&gt;                      災害発生時には医療機関及び医師会等から診療体制及び応援体制等の情報を収集し、区が患者等の受け入れ等の指示をおこなう必要があります。また、区民に区内の病院の医療体制について情報を発信し、必要な人が迅速に受療できる体制を整えるため、区内医療機関、医師会と協議しています。</p>
根 拠 法 令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等特別措置法

事業の成果												
指 標	指標1	システム閲覧数			指標2	システム登録者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	—	—	—	平成27年度	—	—	—	平成27年度			
	平成28年度	6,000	8,263	137.7%	平成28年度	503	510	101.4%	平成28年度			
	平成29年度	12,000	—	—	平成29年度	520	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	システム閲覧数は、区民等が当該システムトップページを閲覧した回数です。本格稼働が10月からであったため、一月当たり1,000回アクセスを当初予定としました。 システム登録者数は、医療機関、学校、保育園等が関係者IDにてログインすることで、より詳細な感染症情報を取得できる権限を付与された団体数です。公立の施設はもちろんのこと、私立学校や保育施設等にも登録数を広げていく予定です。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,072	9,072	0	0	0	0	273	0	9,345	9,015	96%
平成28年度	2,674	2,674	0	0	0	0	0	0	2,674	2,666	100%
平成29年度	2,660	2,660	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成27年度はシステム開発にかかった経費です。契約落差金による執行残があります。28年度はシステム保守運用経費となっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	<p>&lt;感染症情報システム&gt; 経費の内容はシステムのランニングコストとなっているため、削減は困難です。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt; システム運用経費及び回線使用料12か月分の経費であるため経費の削減の余地はありません。</p>
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	<p>新型インフルエンザ等の感染症や、災害時の医療情報は区民の生命・健康に関わる重要な情報であり、迅速、正確な情報提供は区民サービスに不可欠です。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて海外渡航者数の増加や、国内・海外からの往来が活発となり、多様な感染症の流入も危惧されます。そのため、感染症サーベイランス体制及び、感染症まん延防止の強化、対応を迅速に行うことが必要です。</p>
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	<p>&lt;感染症情報システム&gt;23区初の感染症情報システムです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区による独自解析は江戸川区、中野区が手作業で実施しています。</li> <li>地区別の流行マップは川崎市が実施しています。</li> <li>東京都は、国の解析データを利用して、区市町村別流行マップ等の都の独自解析を公表しています。</li> </ul>
区関与の必要性(実施する必要性)	<p>感染症蔓延予防及び災害時区民に必要な医療情報を適時収集・配信できるため区が関与する必要性が高い事業です。</p>
前年度の最終評価及び付帯意見	対象外
事業の課題	<p>&lt;感染症情報システム&gt; 感染症情報システム自体の知名度が低く、まだ区民の方々に浸透していません。広報の方法などを検討し、区民に活用してもらえるような対策が必要です。また区内の感染症流行マップによる、より精度の高い情報を提供するには、感染症の発生状況を報告する定点となる医療機関が地区ごとに万遍なく分布していることが必要ですが、現時点では不十分です。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt; 災害医療システムの稼働に向け区、医療機関、医師会等の意見を調整します。</p>
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	<p>港区公式ホームページからのリンクの工夫や、広報みなと等の別媒体による周知を行う必要があります。また、システムページ内も見やすく検索しやすいものに改善しなければなりません。</p> <p>定点報告の医療機関を地区別に万遍なく整備することで、より精度の高い感染症流行状況を提供する必要があります。</p>

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	<p>&lt;感染症情報システム&gt;いつでも港区内の感染症流行状況の情報を得ることができるため感染症予防対策を迅速に取り組むことができ、区民の健康を守るために必要なシステムです。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt;災害等が発生した場合迅速な情報収集・配信が可能になるため実施する必要性が高いです。</p>
② 効果性	4	<p>&lt;感染症情報システム&gt;地区別の流行マップによる流行状況表示等、港区独自の解析をして公表することで、感染症予防へ分かりやすい行動をとることができます。また、学校等感染症がまん延しやすい施設に具体的な予防対策を勧奨できます。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt;瞬時に区民への情報配信が可能で適切な受療行動への効果が高められます。</p>
③ 効率性	5	<p>&lt;感染症情報システム&gt;区内医療機関からの報告をシステム内に直接入力することで、いち早い感染症情報の解析と情報提供が可能となり、時間ロスのない効率的な周知ができます。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt;区、医療機関、医師会等と双方向の情報共有が可能で、迅速かつ適切な医療活動が行うことができ効率性が高い事業です。</p>

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p>					
<p>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>	<p>&lt;感染症情報システム&gt; 港区は区民のみならず、在勤・在学者及び観光客や外国人等様々な人たちが接触する機会が高いため、海外由来の感染症の発生リスクも高く、いつでも感染症流行に転じやすい特殊な地域であるといえます。そのため、いち早い感染症流行状況の把握と情報提供が必要です。</p> <p>区民のほか、在勤者や旅行者でもインターネット環境で情報を取得できる当システムは、健康を守るうえで有効な手段といえるため今後も継続すべきです。</p> <p>&lt;災害医療情報システム&gt; 災害時にシステムを利用することで区が区内の状況を把握でき、区が委嘱した医療コーディネーターが医療機関等に適切な指示を出すことができます。災害が起きた場合は、本システムの導入効果は大きく事業は継続すべきです。</p>				

評価対象			
事務事業名	休日診療	開始年度	昭和 50 年度
所 属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当		
所 管 課 長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるように努める		
施 策 名	③ 安心できる地域保健・医療体制の推進		

事業概要	
事業の目的	祝日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）における急病患者に対する診療事業を救急医療事業の一環として実施し、区民の医療不安を解消することを目的とする。
事業の対象	内科、外科、小児科、歯科の外来救急患者
事業の概要	<p>次の5事業を実施</p> <p>(1) 休日診療 港区医師会に委託し、輪番制による内科・小児科診療施設を休日午前9時から午後5時まで開設している。（1休日あたり2施設。ただし、年末年始及び冬季（12月中旬～3月中旬）は3施設）。年末年始については入院可能な施設2施設で病床確保</p> <p>(2) 休日準夜診療 港区医師会に委託し、輪番による内科・小児科診療施設を休日の午後5時～午後10時まで開設（1休日あたり1施設）</p> <p>(3) 港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託し、輪番による歯科診療施設を休日午前9時～午後5時まで開設し応急歯科診療を行っている（1休日あたり1又は2施設）</p> <p>(4) 休日歯科固定診療 港区芝歯科医師会に委託し、みなと保健所2階の「港区口腔保健センター」で休日午前9時～午後5時まで応急歯科診療を行っている。</p> <p>(5) 当番薬局電話相談 港区薬剤師会が実施する休日及び夜間における区民からの薬に対する電話相談事業に対し補助金を交付している。</p>
根拠法令	港区休日診療実施要綱、港区準夜間実施要綱、港区休日歯科応急診療実施要綱、港区口腔保健センター事業実施要綱、港区当番薬局電話相談事業補助金交付要綱

事業の成果												
指 標	指標1	休日診療・休日準夜診療の患者取扱数			指標2	うち小児患者取扱数			指標3	休日歯科診療、休日歯科固定診療患者取扱数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	6,083	5,502		90.4%	平成27年度	1,345		1,370	101.9%	平成27年度
平成28年度	5,502	5,762	104.7%	平成28年度	1,370	1,268	92.6%	平成28年度	572	444	77.6%	
平成29年度	5,762	—	—	平成29年度	1,268	—	—	平成29年度	444	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>・休日診療・休日準夜診療の平成28年度実績は前年度比で約5%増加しています。</p> <p>・うち小児患者取扱数の実績は約7%減少しています。減少の理由は、平成28年10月から小児初期救急事業が週5回に拡大されたためと考えられます。</p> <p>・休日歯科診療患者取扱数度実績は年々減少しており、予防歯科の意識が区民に定着してきたと考えられます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	64,913	64,913	0	0	0	0	0	0	64,913	64,884	100%
平成28年度	64,815	64,815	0	0	0	0	0	0	64,815	64,812	100%
平成29年度	64,815	64,815	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成9年3月に休日急病固定診療所が廃止されて以来、今年度まで同じ体制で事業を実施している。1日あたりの委託料単価および業務内容、契約相手方に変更がないためコスト削減は困難です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	今後も区の人口増加が見込まれており、特に小児の数が増していくことが予想されている状況から本事業に対する区民のニーズは高いです。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区全ての区で休日診療を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が提供する休日の救急患者に対する医療施設の確保及び医療情報の提供は、区民の医療不安解消に不可欠である。特に医療施設の確保については区の果たすべき役割です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	今後区の人口が増加することに伴い小児の数の増加が予想されていますが、区内には小児科を標榜している医療機関が少なく休日夜間における小児患者の取り扱い数を拡大させる必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	周産期医療・小児医療連携協議会の中で医療機関及び医師会等の意見を聞き小児医療の拡大を検討する

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	休日に診療できる医療機関を確保できるため、区民の医療不安解消に必要な事業です。
② 効果性	5	休日のほぼ1日をとおり医療機関への受診が可能であり、休日の救急患者にとって事業の実施効果は高い状況です。
③ 効率性	4	休日歯科固定診療は、1日当たりの受診者数が少ない状況が続いている。輪番制で行う休日歯科診療への統合等費用対効果を高めるための検討が必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	休日の救急患者に対する医療施設の確保は区民の医療不安解消に有効です。

No 270

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	小児初期救急医療事業	開始年度	平成 27 年度
所 属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当		
所 管 課 長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基 本 政 策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政 策 名	(23) 子どもの健康を守る体制をつくる		
施 策 名	② 子どもの医療体制を整える		

事業概要	
事業の目的	医療機関の協力を得て平日夜間における小児の救急患者に対する初期救急医療を実施することにより区民の生命と健康を守り、区民が安心して子供を育てられる医療体制を整備します。
事業の対象	15歳未満の区民
事業の概要	恩賜財団母子愛育会に委託し愛育会母子保健センター内に「みなと子ども救急診療室」を開設しています。 診療は週5日（月曜から金曜の平日）診療時間は19時から22時で入院を必要としない救急患者の夜間の診療を行っています。
根拠法令	港区小児初期救急診療事業実施要綱

事業の成果												
指 標	指標1	小児初期救急医療施設数			指標2	小児初期救急患者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	150	164	109.3%	平成27年度			
平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	320	598	186.9%	平成28年度				
平成29年度	1	—	—	平成29年度	900	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	平成27年11月から週3回で事業を開始し、平成28年は10月から週5回に拡大したため、平成28年度の患者数は前年の360%となりました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	0	3,438	0	1,164	0	0	0	4,602	4,602	4,602	100%
平成28年度	11,369	8,723	0	2,646	0	0	0	3,977	15,346	15,345	100%
平成29年度	19,207	14,797	0	4,410	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度は10月から週5日の実施でした。平成29年度は通年で週5日の実施となるため、平成29年度予算は額は、平成28年度決算額より増額されています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余地	現状の人員配置は医師、看護師、薬剤師、事務各1名で運営しています、必要最小限の人員で運営しているため、今以上の人員削減は困難です。このため、委託料の削減余地はありません。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平日夜間週5日開設しているため患者数は増加しています。子どもの数の増加により今後ますます患者数が増加するものと見込んでおり区民ニーズが高い事業です。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	23区全てで小児初期救急医療機関があります。
区関与の必要性 (実施する必要性)	区が救急診療室を開設することで診療拒否等の問題が生じることがなく、子どもの命、健康が守れます。また保護者が安心して子育てする環境整備に有効な事業であるため、区が実施する必要性があります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	子どもの増加に対応するため「みなと子ども救急診療室」の増設を検討するなど子どもの医療体制の充実について検討する必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	周産期医療・小児医療連携協議会において小児医療の充実について検討協議します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	入院を要しない子どもの救急医療の確保に不可欠な事業で、年々受診者も増加しているためじっしする必要が高い事業です。
② 効果性	5	必要最小限の人員で事業を実施しており、費用体効果が高い事業です。
③ 効率性	5	平日夜間の開設であり、医師会に委託する休日準夜診療事業と重複しておらず効率的な事業実施となっています。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</li> <li>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</li> <li>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</li> <li>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</li> <li>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</li> </ul>	
<b>所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)</b>  ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	子どもの数が増加する一方、区内の小児科診療所数は少ない状況です。子どもの命、健康を守るため、また、保護者が安心して子育てできる環境を整備するためにも引き続き事業を実施します。

No 271

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	区民健康相談・健康教育事业等補助	開始年度	昭和 53 年度
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係		
所管課長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるように努める		
施策名	③ 安心できる地域保健・医療体制の推進		

事業概要	
事業の目的	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会及び公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)が区民に対して行う健康相談、健康教育事业の経費を補助することにより、区民の健康管理に対する普及、啓発を図ります。
事業の対象	2 歯科医師会（東京都港区芝歯科医師会、東京都港区麻布赤坂歯科医師会）
事業の概要	<p>歯科医師会が実施する区民のための健康相談、健康教育事业の補助金交付申請書及び事業計画書に基づき、総事業費の額以下でかつ、基準額の範囲内でそれぞれ補助金を交付します。</p> <p>東京都港区医師会（以下「港区医師会」という。）から、健康相談・健康教育を独自事業（公益事業）として実施することが通知されことにより、平成28年度から港区医師会が補助対象団体でなくなりました。したがって、平成28年度以降は、2 歯科医師会のみ補助金交付となりました。</p>
根拠法令	港区区民健康相談・健康教育事业等補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	健康教育事业参加者【港区医師会】（人）			指標2	健康教育事业参加者【歯科医師会】（人）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	320	311	97.2%	平成27年度	1,050	742	70.7%	平成27年度			
	平成28年度	332	332	100.0%	平成28年度	715	631	88.3%	平成28年度			
平成29年度	332	—	—	平成29年度	750	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成27年度は、2 団体（港区医師会、麻布赤坂歯科医師会）が実施した6事業に対し、補助金を交付しました。</p> <p>平成28年度は、芝歯科医師会が実施した3 事業に対して補助金を交付しました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	770	770	0	0	0	0	0	0	770	770	100%
平成28年度	332	332	0	0	0	0	0	0	332	332	100%
平成29年度	332	332	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	補助金交付額は、総事業費及び補助基準額の範囲内であり適切な額であるため、コスト削減の余地はありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	区民の健康への関心、保健・医療情報へのニーズも高く、人口の増加傾向も続くため、今後の需要は、現在の規模を維持できます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	周辺区においても、医師会の行う健康教育事業に対して補助金交付を行っている自治体があります。
区関与の必要性(実施する必要性)	歯科医師会が主体的に行う健康相談、健康教育事業に対し、区民への情報発信の充実を図るために区が各団体を支援する事業で公益性があり実施する必要性があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	歯科医師会が主催する健康教育等は、専門性を持った内容が期待できますが、テーマ選びや開催方法など、区民のニーズに即した実施が必要です。 区民が参加しやすく、興味を持つテーマや事業の開催について、さらに工夫の余地があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	区民が参加しやすく、興味を持つテーマや区民ニーズに即した事業の開催について、各歯科医師会に要請していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	歯科医師会が専門性を活かした健康相談、健康教育事業に対し、区民への情報発信の充実を図るために公益性がある事業を実施する必要性がある。
② 効果性	4	区民まつり等における事業展開を実施することでより多くの区民に対して健康相談・健康教育を実施できている。
③ 効率性	4	区の直接実施する事業に比べ人件費・経費の面で費用対効果に優れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p> <p>歯科医師会が専門性を活かした事業に対して補助金の形で支援することは、人件費や経費の負担も少なく、効率的な手法です。今後も現行の事業を維持・継続します。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 272

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	かかりつけ歯科医機能推進事業	開始年度	平成 9 年度
所 属	みなと保健所保健予防課保健予防係		
所 管 課 長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるように努める		
施 策 名	③ 安心できる地域保健・医療体制の推進		

## 事業概要

事業の目的	障害者、在宅要介護者（以下「障害者等」という）で自身ではかかりつけ歯科医を探すことが困難な区民が身近な地域で適切な歯科医療を受けられ、かつ、必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けることができる歯科医療連携システムの維持・充実を図ります。
事業の対象	区内在住の障害者等
事業の概要	<p>(1)障害者等に対するかかりつけ歯科医の紹介  (2)一般歯科診療所及び専門歯科医療機関との相互紹介及び歯科医療連携の実施  (3)協力歯科医院の調査及び名簿の更新  (4)協力歯科医に対する研修  (5)専門歯科医療機関の把握・更新  (6)事例検討会  (7)地域の実態を把握し、現在の連携システムの評価及び改良</p> <p>上記(1)～(7)について、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会及び公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会に委託して実施します。  また、事業の推進に関する協議及び連絡調整を行うため、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会及び公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び専門歯科医療機関等の関係者により構成する、港区障害者等かかりつけ歯科医機能推進協議会を開催します。</p>
根 拠 法 令	港区障害者等かかりつけ歯科医機能推進事業実施要綱

## 事業の成果

指 標	指標1	協議会出席率（延べ人数）			指標2	在宅診療件数			指標3	リーフレット・ポスター配布部数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	33	16	48.5%	平成27年度	881	2,422	274.9%	平成27年度	4,400	3,980	90.5%
平成28年度				平成28年度				平成28年度				
平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	

成果の概要  
(指標の説明等)

平成26年10月から健康推進課新規事業「障害者歯科診療所（港区口腔保健センター）」が開始されたため、平成27年度から、保健予防課で実施していた「リーフレット・ポスターの作成、配布」や「協力歯科医に対する研修」事業は、健康推進課の障害者口腔保健推進事業へ移管し、年2回の「障害者等かかりつけ歯科医機能推進協議会」の開催運営実施とポータブルレントゲン保守点検を保健予防課が行いました。28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っているため指標は記載していません。高齢要介護者歯科については、介護予防事業との状況を勘案しながら、今後、内容・担当部署について、関係部署間で検討が必要です。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	276	276	0	0	0	0	0	0	276	195	71%
平成28年度	276	276	0	0	0	0	0	0	276	65	24%
平成29年度	275	275	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

平成28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っています。今後、高齢要介護者歯科については、介護予防事業との状況を勘案しながら、内容・担当部署について、関係部署間で検討が必要です。ただし、決定するまでには名前と予算だけ存置することを企画課に了承を得ています。

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	実質業務は健康推進課の障害者口腔保健推進事業及び歯科保健事業推進協議会で実施しているため当該項目を参照
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	実質業務は健康推進課の障害者口腔保健推進事業及び歯科保健事業推進協議会で実施しているため当該項目を参照
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	実質業務は健康推進課の障害者口腔保健推進事業及び歯科保健事業推進協議会で実施しているため当該項目を参照
区関与の必要性(実施する必要性)	実質業務は健康推進課の障害者口腔保健推進事業及び歯科保健事業推進協議会で実施しているため当該項目を参照
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っています。高齢者要介護者歯科については、介護予防事業との状況を勘案しながら、今後、内容・担当部署について、関係部署間で検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	平成28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っているため、円滑な事務の移行ができるよう調整が必要です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	今後、障害者のかかりつけ歯科医のニーズは増える見込まれます。また、高齢者人口の増加により要介護者も増加し、往診歯科診療のニーズも増加すると予想されることから事業の継続は必要です。
② 効果性	4	障害者等が安心して療養を受ける体制づくりを進めるうえで、身近な歯科医の役割は重要であり、そのために本事業は効果的です。
③ 効率性	4	各歯科医師会に委託することで、会員への周知や研修事業が効率的に行われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	高齢者要介護者については地域包括ケア担当で行う方向であり、今後は高齢者支援課他関係部署と協議していく必要があります。 平成28年度以降は障害者歯科に関する事業は健康推進課へ移管しているため健康推進課事業と統合します。
---	---

No 273

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	かかりつけ医機能推進事業	開始年度	平成 9 年度
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係		
所管課長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるように努める		
施策名	③ 安心できる地域保健・医療体制の推進		

事業概要	
事業の目的	かかりつけ医がいない区民や在宅療養者に対して、かかりつけ医又は専門診療医等(以下「かかりつけ医等」という。)の紹介又は確保を行うことにより、初期診療における総合的な診断と治療(プライマリ・ケア)の確保及び安定した療養環境の確保を図ることを目的とします。
事業の対象	かかりつけ医等がいない区民又は在宅療養者
事業の概要	<p>(1) 区民に対するかかりつけ医確保の普及啓発</p> <p>(2) かかりつけ医等に関する相談受付</p> <p>ア かかりつけ医の紹介</p> <p>イ かかりつけ医の不在時や異なる診療科の医師を必要とする場合の調整</p> <p>ウ その他、かかりつけ医機能の推進に関する必要な業務</p> <p>(3) 医師会会員等に対するかかりつけ医機能に関する周知及び研修の実施</p> <p>(4) その他、かかりつけ医機能の推進に関する必要な業務</p> <p>(2)、(3)、(4)の業務は、「港区かかりつけ医機能推進委員会」を設置する一般社団法人東京都港区医師会(以下「医師会」という。)に委託して実施します。</p>
根拠法令	港区かかりつけ医機能推進事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	港区かかりつけ医機能推進委員会参加延べ人数			指標2	区民向けかかりつけ医名簿等の発行部数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	12	18	150.0%	平成27年度	28,500	28,500	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	12	13	108.3%	平成28年度	10,000	10,000	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	12	—	—	平成29年度	0	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>・港区かかりつけ医機能推進委員会については、平成28年度は2回開催</p> <p>・区民向けかかりつけ医名簿等の発行については、平成27年度は「みなと医療BOOK」を発行(医師会配布分は21,500部、区配布分は28,500部)、平成28年度は「港区かかりつけ医医療データブック2017」を発行(隔年発行)(医師会配布分6,000部、区配布分は4,000部)。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,764	1,764	0	0	0	0	0	0	1,764	1,755	99%
平成28年度	1,764	1,764	0	0	0	0	0	0	1,764	1,764	100%
平成29年度	144	144	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>・「みなと医療BOOK」は29年度以降は保健福祉課で予算措置</p> <p>・「港区かかりつけ医医療データブック2017」は隔年発行(次回は平成30年度予定)</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区内のかかりつけ医名簿を登録した発行冊子は、情報は常に見直し、できる限り最新の情報を提供していく必要があります。経費は、区民向けかかりつけ医名簿等の発行に要する部分が大きいと、コスト削減の余地はありません。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	地域で健やかに暮らしていくため、身近にいる「かかりつけ医」が日常的な健康管理や初期症状の疾患の治療の役割を担うことが必要あり区民ニーズは大きい。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	かかりつけ医機能の推進は全国的に取組みが行われています。
区関与の必要性（実施する必要性）	医師会の協力のもと、一人でも多くの区民が身近なかかりつけ医を持ち、かかりつけ医制度を推進していくため、本事業については、区が支援関与していくことが妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	かかりつけ医制度がまだ十分に達成していない状況であり、今後も医師会と協力して、事業を実施していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	医師会と協議し、かかりつけ医制度の周知や事業実施について進めていく。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	今後も人口の増加傾向があり、転入者も多い状況のもと、かかりつけ医機能を推進していくため、事業を継続していく必要があります。
② 効果性	4	高齢化社会が進む中、在宅で安心して療養できる体制づくりを進める上で、地域における身近な医療機関の役割はますます重要となります。本事業による区民への医療機関情報紙の提供やかかりつけ医の紹介などは区民の健康維持のため効果があります。
③ 効率性	4	区民向けかかりつけ医名簿の作成等に関しては、当該情報を管理する医師会への事業委託は効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	かかりつけ医は、区民の日常的な健康管理や初期症状の治療、必要に応じて専門医療機関等への紹介など、最前線で区民の医療を担うため、この制度を推進する本事業の目的は現在も重要であり、事業内容も目的に適合しています。
---	--

N o 274

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	地域リハビリテーション推進事業	開始年度	平成 24 年度
所 属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当		
所 管 課 長	みなと保健所保健予防課長事務取扱参事		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができる		
施 策 名	④ 地域リハビリテーションの推進		

事業概要	
事業の目的	脳卒中等による後遺症を有する区民に、住み慣れた地域で、生涯にわたり健やかな生活が送れるよう急性期から回復期、維持期まで切れ目なくリハビリテーション事業を提供することができる体制を整備し推進することを目的とします。
事業の対象	病気やけが等により低下した機能の改善・維持に取り組む区民
事業の概要	リハビリテーション科医師、訪問看護師、ケアマネージャー等で構成する「港区地域リハビリテーション推進会議」開催し、区内のリハビリテーションサービスの連携体制の整備を図っています。 また、医療機関者と介護関係者が合同で参加できる研修会の開催等により、リハビリテーションに関わる情報収集・共有を図っています。
根拠法令	港区地域リハビリテーション推進会議設置要綱

事業の成果												
指 標	指標 1	推進会議開催回数			指標 2	合同研修参加者数			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	2	1	50.0%	平成27年度	100	34	34.0%	平成27年度		
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	100	55	55.0%	平成28年度			
	平成29年度	2	—	—	平成29年度	50	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	平成27年度、28年度ともに「医療と介護の合同研修会」を開催しました。参加者数は当初予定より少ない状況ですが、参加者数は伸びています。 また、平成27年度の推進会議は、調整不足から委員の日程が整わず1回の開催になりました。 平成29年度の合同研修は会場の都合で参加人数を絞っての実施となる予定です。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	344	344	0	0	0	0	0	-30	314	142	45%
平成28年度	262	262	0	0	0	0	0	0	262	210	80%
平成29年度	210	210	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	推進会議の委員は、医師、訪問看護師、ケアマネージャー等で推進会議において行う検討協議に必要不可欠です。委員謝礼も「港区附属機関等の設置及び運営に関する基準」第6条に基づき定めているため、経費の削減の余地はありません。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	住み慣れた地域におけるリハビリテーションの需要は今後ますます高まることが予想されます。本事業は医学的リハビリテーションやリハビリテーションを通じた医療、介護、福祉の連携に重点を置くこととし、保健福祉課が所管する地域包括ケア推進事業と重複しないよう担当部署間での調整をします。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	東京都は、23区を中央部、南部、西南部、西部、西北部、東北部、東部の7つのエリアに分けエリアごとにリハビリテーション事業を実施している医療機関を「地域リハビリテーション支援センター」として指定しています。各区で該当するリハビリセンター事業を支援しています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	切れ目のないリハビリサービスを提供するためには、区が医療、介護、福祉の関係者をつなぐ役割を担う必要があります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	保健福祉課で所管する地域包括ケア事業と重複しないよう医学的リハビリテーションやリハビリテーションを通じた医療、介護、福祉の連携に取り組む必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	保健福祉課で実施する地域包括ケア事業と役割を分担し、連携を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	生涯を通じ住み慣れた場所で生活できるよう適切なリハビリを受けられる環境を整備する必要性は高いです。
② 効果性	3	「地域リハビリテーション支援センター」に指定された区内大学病院と連携を高めることで事業の効果を高めます。
③ 効率性	3	今後、地域包括ケア事業との連携を強化することで地域リハビリテーション体制を強化し、効率性の高い事業とします。

総合評価	○ 拡充	○ 継続	● 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)  ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	区民が住み慣れた地域で適切なリハビリテーションを受けられるよう区内の「地域リハビリテーション支援センター」に指定された大学病院との連携を強化します。				

No 275

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	エイズ・性感染症等予防事業	開始年度	平成 7 年度
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係		
所管課長	保健予防課長事務取扱参事		
基本政策	6 生涯を通じ心ゆたかで健康な都心住居を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に過ごすことができるよう努める		
施策名	⑦ 感染症対策の強化推進		

## 事業概要

事業の目的	検査の機会と場を提供し、エイズ・性感染症の感染予防と早期発見による重症化の防止を図ります。 エイズ・性感染症を予防する知識の普及啓発により、若い世代を中心とした幅広い世代への予防対策を推進します。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズ・性感染症通常検査及び相談（保健所）</li> <li>・HIV即日検査（生涯学習センター、保健所）</li> <li>・エイズ・性感染症検査委託事業（A1チェック） 慈恵医大及び区内診療所（21か所）に委託</li> <li>・エイズ・性感染症予防の普及啓発</li> <li>エイズ・性感染症検査勸奨チラシの作成</li> <li>啓発用リーフレットの作成</li> <li>区立中学校及び区内高等学校での普及啓発授業の実施</li> <li>区内大学の学園祭へのブース出展</li> <li>成人式での啓発スライドの上映</li> <li>広報誌やホームページを用いての広報活動、情報発信</li> </ul>
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）、性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）、港区エイズ・性感染症検査実施要綱

## 事業の成果

指標	指標1	保健所検査及びA1チェック受検者（人）			指標2	HIV即日検査受検者（人）			指標3	普及啓発事業実施校（校）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	775	920		118.7%	平成27年度	180		138	76.7%	平成27年度
平成28年度	840	1,000	119.0%	平成28年度	180	184	102.2%	平成28年度	5	5	100.0%	
平成29年度	900	—	—	平成29年度	180	—	—	平成29年度	5	—	—	

成果の概要  
(指標の説明等)

検査では早期発見を行うと同時に、正確な知識を提供し、行動変容を促す場ともなっています。若い世代を中心にHIVや性感染症についての知識を広めることは、感染の拡大防止につながります。引き続き、検査と普及啓発を継続することで、早期発見と感染予防に努めます。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	15,923	7,075	8,848	0	0	0	0	0	15,923	15,198	95%
平成28年度	16,294	7,470	8,824	0	0	0	0	0	16,294	16,064	99%
平成29年度	15,589	7,769	7,820	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	平成28年度の検査実績は119%であり、今後も受検者数の増加に伴う予算の確保が求められます。事業の実施にあたり、検査回数や時間の工夫はすでに行っており、これ以上のコスト削減は困難です。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成28年度の東京都の新規HIV患者およびエイズ患者の合計数では、依然として性的接触による報告数が89.2%と高い水準です。梅毒等の性感染症も若い世代、働き盛り、高齢者すべての世代で増加傾向にあり、新たにHIVなどに感染することが懸念されます。 平成28年度の検査受検者からのアンケートによると、検査日を増やす、夜間検査を希望するといった意見が数多くあり、今後も需要は拡大していくと考えられます。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	東京都内の全保健所及び他自治体も匿名・無料で検査を実施しています。 台東区では、梅毒の即日検査も実施している。
区関与の必要性 (実施する必要性)	毎年新規のHIV患者及びエイズ患者が報告されていることから、啓発活動は広く社会全体に行う必要があり、関係機関等と連携して区が行うべき事業です。港区は昼間人口も多く、繁華街も抱えています。また、個別施策層に対し、様々な検査の機会を提供する必要があります。今後も区が関与した効果的・効率的に周知が必要です。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	・検査はリピーターがある程度の割合を占めていると予想され、新たな受検者を増やすことが課題です。 ・東京都、港区ともに梅毒が急激に増加しているため、HIVと合わせて梅毒に関する普及啓発が必要です。 ・LGBTに対するより効果的な広報の検討が必要です。 ・効果的・効率的な事業運営の検討が必要です。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	エイズ・性感染症等予防事業の中でも、2011年より梅毒が大幅に増加しています。 現在即日検査はHIVのみですが、梅毒の即日検査も導入し、感染拡大防止につながるような体制を整えていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	東京都のHIV患者は20～30代、エイズ患者は30～40代に多く、感染予防対策として若い世代から働き世代、高齢者まで幅広い年代へ普及啓発を行うことは必要です。また、梅毒などの性感染症に感染する人も増加傾向にあるため今後も事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	健康教育により若い世代を中心に予防対策を推進していくことは、エイズ・性感染症の感染予防や早期発見につながり、重症化・感染拡大を防ぐ効果があります。 検査では、特に即日検査において、積極的な広報により受検者数が当初予定を超えました。
③ 効率性	4	経費に見合った効率的な実施ができています。普及啓発は保健所職員による実施とともに、エイズ・性感染症について精通しているNPOへの委託を行うことにより、内容の充実だけでなく、効率的に対象者へ情報発信ができています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>検査事業は早期発見の場であると同時に、知識を得る場、行動変容を促す場となっています。HIVやエイズについての知識を若い世代に広めることは、感染拡大防止への意識を高めます。また、働き盛りや幅広い年齢層へ積極的に普及啓発し、より多くの検査の場を提供していきます。</p> <p>このような検査事業と普及啓発を継続することが、早期発見と感染予防につながります。従って、規模を拡大し継続していく必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>